

# 議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

農林振興課 林業振興担当

## 議案名

議案第86号 指定管理者の指定について(梅田ふるさとセンター)

## 趣旨・目的

梅田ふるさとセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

## 概要

梅田ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき梅田ふるさとセンターの管理を行わせるため、ふるさとセンター管理運営共同事業体を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 梅田ふるさとセンター
- 2 指定する団体 桐生市梅田町一丁目204番地の9  
ふるさとセンター管理運営共同事業体
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
(5年間)

## 背景・経過

梅田ふるさとセンターは、山村振興地域の産業基盤及び生活環境を整備し、住民の福祉・文化の向上を目的として、地域の観光案内所、農産物・工芸品の直売や休憩所での文化的交流、創作実習室での伝統工芸等のイベントなどを通じ地域に親しまれている施設です。

これまで本施設は平成5年度のオープン以来、梅田町自治会連合会を中心とする「梅田ふるさとセンター管理運営組合」が管理・運営を行ってまいりましたが、近年、従業員の高齢化などの問題を抱え、食堂の営業継続が困難となる状況になったことから、令和6年4月以降の組合事業の継続は難しい旨の申出がありました。

このようなことから、新たな指定管理者の選定に当たっては公募とし、選考を行ったところ、「ふるさとセンター管理運営共同事業体」が示した、地元雇用の継続を始めとする地域との連携、誘客促進につながる広告宣伝などの計画や管理体制が評価され、同事業体は施設の適切な管理運営を行うことが可能であるとの結果になりました。併せて民間のノウハウや活力を取り入れるとの市の考えに合致することから、同事業体を指定管理者として指定しようとするものです。